

○写しの交付に係る手続及び費用徴収取扱要領

平成 13 年 9 月 18 日

埼例規第 91 号・文

警 察 本 部 長

写しの交付に係る手続及び費用徴収取扱要領の制定について（例規通達）

この度、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づく公文書の開示及び情報の公表等の実施に当たり、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成 13 年 10 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

写しの交付に係る手続及び費用徴収取扱要領

1 趣旨

この要領は、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づき開示決定した公文書、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき開示決定した保有個人情報、埼玉県公安委員会における情報の公表に関する規程（平成 21 年埼玉県公安委員会規程第 3 号）に基づき公表する情報及び埼玉県警察における情報の公表等に関する要綱（平成 13 年埼例規第 90 号・文）に基づき公表し、又は提供する情報（以下「公文書等」という。）について、写しの交付を行う場合の手続及び費用徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

2 写しの交付の方法等

- (1) 総務部文書課長（以下「文書課長」という。）及び警察署長は、写しの交付に関する事務を行うものとする。ただし、警察署長にあつては、当該警察署長が保有する開示決定された公文書及び保有個人情報に限る。
- (2) 写しの交付は、文書又は図画にあつては複写機により用紙に複写する方法、電磁的記録にあつては印刷物として用紙に出力する方法又は電磁的記録媒体に複写する方法により行うものとする。
- (3) 交付する写しの用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 3 番、A 列 4 番又は B 列 4 番とする。

3 写しの交付に係る費用徴収

- (1) 公文書等の写しの交付に要する費用の額は、次のとおりとする。

ア 文書又は図画を用紙に複写したもの（単色刷） 用紙 1 枚につき 10 円

イ 文書又は図画を用紙に複写したもの（多色刷） 用紙 1 枚につき 20 円

ウ 電磁的記録を印刷物として出力したもの（単色刷） 用紙 1 枚につき 10 円

エ 電磁的記録を印刷物として出力したもの（多色刷） 用紙 1 枚につき 20 円

オ 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの

(ア) 光ディスク（日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるもの） 1 枚につき 60 円

(イ) 光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるもの） 1 枚につき 80 円

カ 前記アからオまでの方法以外の方法で複写し、又は出力したものの交付 当該方法で
複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額

(2) 写しの交付に要する費用は、前納とする。

4 留意事項

(1) 次に掲げる公文書等は、写しの交付による費用の徴収を要しない。

ア 県民等に対して、無償で提供する目的で作成したもの（あらかじめ部数が限定されている場合を除く。）

イ 現に無償で提供しているもの（あらかじめ部数が限定されている場合を除く。）

ウ 事務事業の遂行上相手方に提供する必要があるもの

エ その他所属長が費用の徴収を要しないとしたもの

(2) 写しを作成する場合は、次のとおりとする。

ア 原則として拡大又は縮小は行わず、原寸大の大きさの写しを作成するものとする。

イ 前記3(1)アからエまでの規定により、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙1枚として算定するものとする。

実施日

この例規通達は、平成13年10月1日から実施する。

実施日（平成18年3月28日文第74号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

実施日（平成21年4月1日文第80号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

実施日（平成22年3月5日文第40号）

この通達は、平成22年3月9日から実施する。

実施日（平成27年12月18日務第2541号）

この通達は、平成28年1月1日から実施する。

実施日（令和元年6月28日文第260号）

この通達は、令和元年7月1日から実施する。

実施日（令和5年3月15日文第160号）

この通達は、令和5年4月1日から実施する。